

発注書面

トラブルの未然防止に

買ったとき

減額

支払遅延

11月は下請取引適正化推進月間です



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://www.jftc.go.jp/>



中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/>

相談窓口は
こちら



注意!!

最低賃金の引上げに伴う対応はお済みですか？

最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買ったときに該当するおそれがあります（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

(参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋)

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

公正取引委員会では、下請法をいつでも、どこでも学ぶためのコンテンツを作成しています

下請法基礎講習会 e-ラーニング資料



下請法 ガイドブック



YouTubeの 公正取引委員会 チャンネル



そもそも下請取引適正化推進月間とは？

より多くの方に、下請法を広く知っていただくことを目的とした、下請法普及啓発強化月間です。公正取引委員会のSNS上で下請法に係る情報を集中的に流したり、下請法の基礎知識に係る講習会を集中して開催します。下請法を学びたい方は、是非各種コンテンツを御利用ください。



公正取引委員会
キャラクター どっきん